

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年3月号 | No. 3/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2015年のPCT出願

2015年に出願されたPCT出願件数は約 218,000 件¹と、PCTの利用は伸び続け、2014年比で 1.7%の増加となりました。

これまで過去 38 年間と同様、米国に拠点を置く出願人が 2015 年の PCT 出願においても最多件数を出願しましたが、2015 年の出願件数は 6.7%のマイナスの成長率でした。これは米国発明法（PCT Newsletter 2012 年 7-8 月号 最初のページ参照）の発効による米国特許制度の変更に起因した 2014 年の並外れて多い出願件数に関連するものと思われます。中国に拠点を置く出願人による出願件数の大幅な増加は 16.8%の成長率で、2015 年の全体の増加において大きな割合を占めました。大韓民国も 11.5%増と 2 桁の伸びを示しました。

2015 年の PCT 出願上位 10 ヶ国は、2014 年と同様に、アメリカ合衆国（全出願の 26.3%）、日本（同 20.3%）そして中国（同 13.7%）が引き続き上位 3 ヶ国を占めました。日本、中国、大韓民国のアジア 3 ヶ国からの出願は全 PCT 出願の 40.7%を占め、欧州特許条約の加盟国からの出願は合計で 27%を占めました。上位 10 ヶ国における各国の合計出願件数及び、全出願に対する各国の割合は、以下の通りです。

1.	アメリカ合衆国	57,385	26.3%
2.	日本	44,235	20.3%
3.	中国	29,846	13.7%
4.	ドイツ	18,072	8.3%
5.	大韓民国	14,626	6.7%
6.	フランス	8,476	3.9%
7.	英国	5,313	2.4%
8.	オランダ	4,357	2.0%
9.	スイス	4,280	2.0%
10.	スウェーデン	3,858	1.8%

他国の出願件数、及び 2014 年の出願との比較に関する情報は、下記のリンク先にて WIPO プレスリリース PR/2016/788 の Annex 1 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0002.html

上位 3 出願人は 2014 年と同様で、第 1 位は Huawei Technologies Co., Ltd (CN) で 2015 年に公開された PCT 出願が 3,898 件、第 2 位は Qualcomm Incorporated (US) で 2,442 件、続いて

¹ この合計と下記の数値は速報値ですのでご注意ください。国際事務局では 2015 年に国内及び広域官庁に出願された全ての PCT 国際出願を受理していないため、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2,155 件の ZTE Corporation (CN) となりました。

上位 10 出願人と 2015 年に公開された PCT 出願件数を以下に示します。

1.	Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	3,898
2.	Qualcomm Incorporated (US)	2,442
3.	ZTE Corporation (CN)	2,155
4.	Samsung Electronics Co., Ltd (KR)	1,683
5.	三菱電機株式会社 (JP)	1,593
6.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,481
7.	LG Electronics Inc. (KR)	1,457
8.	ソニー株式会社 (JP)	1,381
9.	Koninklijke Philips Electronics NV (NL)	1,378
10.	Hewlett-Packard Development Company, L.P. (US)	1,310

上位 50 出願人の一覧はプレスリリースで公表されています (Annex 2)。上位 10 の教育機関の内訳は、8 機関が米国、1 機関が中国、1 機関がと日本となりました。詳細はプレスリリース (Annex 3) でご覧いただけます。

PCT 出願の技術分野に関しては 2014 年の傾向に続き、コンピュータ技術が 16,385 件公開され全体の 8.2%を占め最も多く、次にデジタルコミュニケーション (16,047 件)、そして電子機械、装置、エネルギー (14,612 件) 及び医療技術 (12,633 件) となっています。公開された国際出願の技術分野に関する詳細はプレスリリース (Annex 4) を参照ください。

2015 年の最終的な数値の公表は (PCT 年次報告の形式にて)、本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

PCT 最新情報

AT : オーストリア (代理人に関する要件)

BE : ベルギー (所在地及びあて名)

CA : カナダ (E メールアドレス)

CN : 中国 (電話とファックス番号、E メールアドレス)

EP : 欧州特許庁 (手数料)

FI : フィンランド (国際公開後の仮保護)

HU : ハンガリー (国内段階移行の特別な要件、代理人に関する要件)

JP : 日本 (手数料)

日本国特許庁は、2016 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願に関して受理官庁としての当該官庁に支払う以下の手数料を通知しました。

先の調査結果及び他の文献の写しの送付手数料 : 1,700 円

指定官庁としての当該官庁に支払う以下の国内手数料が 2016 年 4 月 1 日以降変更されます。

出願手数料 (特許) : 14,000 円

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) と国内段階の概要 (JP) が更新されました。)

LV：ラトビア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
MD：モルドバ共和国（手数料）
ME：モンテネグロ（所在地及びあて名、電話とファックス番号、Eメールとインターネットアドレス、管轄受理官庁）
RU：ロシア連邦（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
SE：スウェーデン（手数料）
TR：トルコ（国の安全に関する規定）
US：米国（管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（欧州特許庁、日本国特許庁、シンガポール知的
所有権庁）

補充調査手数料（欧州特許庁）

予備審査手数料（欧州特許庁）

PCT ディスタンスラーニングコース

コース修了証書の発行

PCT のディスタンスラーニング基礎コース – “DL101 PCT ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門” の修了時にコース修了証書が自動的に発行されます。本コースは PCT 制度の紹介と一般概要を提供し、PCT の全 10 言語で随時更新されています。本コースは理解度と進捗を計るテストがある自主学習形式となっています。無料の本コースを受講希望の方は、WIPO アカデミーの下記ウェブページにて登録可能です。

<http://welc.wipo.int>

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT Newsletter 2015 の索引

2015 年の PCT Newsletter の索引（項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意）は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct_news_2015_14.pdf

PCT 法律文書索引

条約、規則、実施細則、様式や様々な PCT ガイドラインへの参照を提供する、PCT 法律文書索引が、2015 年 7 月 1 日に発効した法律文書への参照を含み更新され、以下のリンク先にて英語で閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf

PCT ウェビナーのアーカイブ

PCT ウェビナーの過去の収録とパワーポイント資料が下記リンク先にて参照可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

下記の最新のウェビナーのアーカイブがご利用可能です。

- ePCT-Filing (ePCT出願) (2016年3月10日)
- 特許協力条約 (PCT) 入門 (2016年2月25日)
- 特許協力条約 (PCT) の概要 (2016年2月11日)
- PCT 最新情報 (2015年11月12日)

また ePCT アクション機能 (2016年3月17日開催) のウェビナーのアーカイブはまもなく掲載されます。さらに 2015年 PCT 最新情報に関するウェビナーの収録とパワーポイントプレゼンテーションは、上述のウェブページ右手にある “Webinars in other Languages (他の言語でのウェビナー)” の関連リンクをクリックすると、アラビア語、中国語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語でご利用いただけます。仏語版はまもなく掲載されます。

品質レポート

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.26 及び 21.27 に従って、国際調査及び予備審査機関は国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成します。新たに選定されたヴィシエグレード特許機構 (VPI) の最初の報告書を含む、2015年の報告書は次のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

英語以外の言語で閲覧可能な関連資料

国際出願及び国の安全に関する考慮事項の情報が、アラビア語とポルトガル語で以下のリンク先にてそれぞれ閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/ar/texts/nat_sec.html

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/nat_sec.html

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IIP – International Intellectual Property Office” 及び “IPTI – International Patents & Trademark Index” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38
 FAX 番号： +41 22 338 83 39
 電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2016 年第 1 号）から以下の記事へのリンク先が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事” ページへ追加されました。

エネルギー貧困問題に取り組む Nokero

元 US 特許代理人である Steve Katsaros 氏と Nokero 社（“灯油なし”を意味する）の彼のチームは、低コストで、環境に優しい太陽光発電による照明を開発し、その照明をいまだに電気がなく生活し、多くの家で高くて品質が悪く、汚染源となる灯油を用いた照明に頼っている世界の 13 億人の一部の人々へ提供することで、エネルギー貧困問題に取り組んでいます。彼は当分野における知的財産権の役割を語り、特許保護に関して説明しています：“多くの異なる国の市場で活動しているため、WIPO の特許協力条約（PCT）を利用しています。それぞれの立ち上げには資金が限られているので、PCT は特許出願費用を先延ばしでき、市場を試し、予期せぬ技術的な問題を解決するための時間を稼ぐことができる大変重要な制度です。PCT がなければ、国際市場における発明の保護は多額の初期費用がかかり、リスクの高い戦略になるでしょう。”

これまで、Nokero 社は 120 ヶ国にわたり 140 万台以上の照明器具を提供しました。開発課題への取り組みが評価され、Nokero 社は米国特許商標庁が実施する 2013 年度“人道支援のための特許”コンテストにおいて受賞しました。

特許資産管理における 5 つの助言

Thompson Coburn 法律事務所（米国）の共同経営者である Jason M.Schwent 氏は、特許資産管理における 5 つの助言を紹介しています。最初の助言は、特許取得の優先順位を決めることと特許資産を最大限に高めることで、次のように述べています。“特許資産を最大限に高めることは特許を取得する技術にかかる費用に関して経営陣に情報を提供することでもあります。国際的に特許を保護するコスト効率の良い手段を提供する特許協力条約（PCT）のような制度もありますが、特許取得は安くはありません。特許取得にかかる費用は企業における投資として考慮される必要があり、費用は削減されるべきではありません。”

記事全文及び WIPO マガジン からの他の抜粋は、下記リンク先にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPO マガジン 2016 年第 1 号は、下記リンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2015/wipo_pub_121_2015_06.pdf

実務アドバイス

PCT 規則に規定された様式上の要件がどの程度満たされるべきか、またそのような要件が満たされているかどうか点検する方法における不一致の可能性

Q: 当方のクライアントは異なる 3 つの受理官庁へ出願する選択肢があり、これまで代理人として各受理官庁へ PCT 出願を提出しました。望ましい実務ではないとわかっていますが、優先権の期限である 12 ヶ月に間に合わせるために、時には急遽出願を提出しなければならないこともあります。PCT 規則 11 に基づく様式上の要件の幾つかがおそらく十分に満たされていない場合があることも分かっていますが、国際出願日に影響することなくその後欠陥の補充が可能なことも承知しています。しかしながら、各官庁が様式上の欠陥の補充を求めるとき々一貫性がない事に気付きました。ある出願に指摘を受けると思われる欠陥があると認識している場合でも、当欠陥の補充が求められないこともある一方で、他の出願の同様の欠陥に対して補充が求められることもあります。PCT 出願の様式上の要件の点検の方法においてなぜそのような不一致があるのでしょうか。

A: 受理官庁は、PCT 第 14 条(1)(a)(v)に従い、国際出願が PCT 規則 11 に規定された様式上の要件に関する何らかの欠陥が含まれているかどうかを点検し、受理官庁がそのような欠陥を発見した場合には、当該官庁は出願人に対し補充命令により所定の期間内に国際出願の補充をすよう求めます。

PCT の様式上の要件が国際段階において要件が満たされていれば、当該国際出願が国内段階に移行する際、通常は様式上の要件のいかなる補充も必要なく受理されます (PCT 第 27 条(1)による: “国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない”)。

しかしながら、PCT 規則 11 は PCT 出願に関する多くの様式上の要件を列挙していますが、PCT においてこれらの規則がどこまで厳しく適用されるべきか実際には“限度”があります。PCT 規則 26.3 は “受理官庁は、国際出願が国際公開の言語で行われた場合には、次のことを行う。(i) 国際出願について、第十一規則に定める様式上の要件が、**国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかいないかのみを点検すること。**…”と規定し、また PCT 規則 26.3 の 2 も同様に “受理官庁は、第十一規則に定める様式上の要件が、26.3 の規定によって必要とされる程度にまで満たされている場合には、同規則の規定に基づく欠陥の補充をするよう第十四条(1)(b)に規定する求めを発出することを要しない”と規定します。それ故、方式審査官はこの基準と PCT 規則 11 に規定された要件のバランスをとる役割を担いますが、時には容易ではなく、欠陥の扱い (又は扱わない) に不一致が生じる場合があります。

実務や PCT 規則、PCT に基づく実施細則及び PCT 受理官庁ガイドラインに規定されている基準適用の均一性は課題です。PCT 受理官庁として行動する 100 以上の国内及び広域特許庁と国際事務所 (IB) において、それらの官庁の方式審査官の経験値は大きく異なり、また高い離職率により蓄積されない場合もあり、PCT において全ての官庁が同じように出願を扱うようにすることは今まさに直面している課題です。しかし IB の方式審査官は、そのような問題への対応がより均一に実施され、受理官庁の方式審査官が最初に気付かなかった問題を発見し、そして

迅速な補充を確実にするための“第2の目”の役割を果たすことになっています。IBのこの再確認はPCT規則28.1に基づき規定され、IBの見解において、あるPCT出願がPCT第14条(1)(a)(i)、(ii)又は(v)に規定される欠陥の何れかを含む場合は、受理官庁に対し様式PCT/IB/313(“国際出願の欠陥に関する通知”)を送付し、それらの欠陥を指摘するでしょう。

もしPCTの方式上の規定がより厳密に適用されれば、出願人側の当該規則への適合性の強化につながることはたしかです。一方、多くのPCT出願がPCT第14条(1)(b)に基づき取下げと見なされることとなりますので、PCTはそのような状況は避けようとしています。PCT受理官庁ガイドラインは実際に次のように規定しています(パラグラフ159): “何れの場合においても、規則26.3の観点から、受理官庁は、通常、規則11に基づく様式上の要件を満たしていないからといって国際出願が取り下げられたと宣言すべきではない。それらの要件を満たしていない極端な場合にのみ受理官庁はそのような宣言をすべきである。” PCT規則11に規定された様式上の要件の適用を和らげる上記“国際公開が適度に均一なものである”という基準は、実際にはIBのみがPCT出願の公開を行うため、PCT受理官庁にとって適用することは明らかに難しいことです。出願人にとっては、PCT規則11の要件を満たすことは彼らに免責を提供することになっています。要件の全てが厳密に適用されていなくても、要件を満たしている場合には、補充を求められるべきではありません。

現行のPCT制度は、全ての要件が厳密に実行されるほど満足のいくものではなく、その非効率性は確かにより広い基準をもたらしていますが、これがPCT制度の現状であり、PCT全加盟国においてPCT制度を利用する出願人の多様性と同様に、PCTの全官庁の多様性を考慮しながら、均一性と妥当性とのバランスを試みた結果です。

なお、受理官庁が出願における特定の様式上の欠陥の補充を求めない場合でも、補充したい“欠陥”がある場合には、出願人自身の意思で当該受理官庁にその補充を含む差替え用紙を送付することも可能ですのでご注意ください(PCT受理官庁ガイドラインのパラグラフ209参照)。その際、添付する書簡において、“欠陥のある”用紙と当該差替え用紙との相違について明確に注意喚起し、“欠陥のある”用紙を当該差替え用紙に差し替えることを受理官庁に請求してください(PCT規則26.4参照)。IBへ転送された後にIBにて国際公開の技術的準備が完了する前に手続きができるよう十分な時間確保のため、そのような要請はできる限り早く受理官庁へ送付することをお勧めします。万一のために、受理官庁に対し当該用紙がIBへ迅速に提出されたかどうか確認するよう念を押すことも可能です。

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧